

Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス サービス利用規約 【現改比較表】 2023年10月1日現在

～2023年9月30日

2023年10月1日～

第1条～3条（略）

第4条 本サービスの内容

1. 当社は、本サービスにおいて以下の各号に定める機能を提供します。なお、各機能の詳細はサービスログインサイトへログイン後に表示される、管理者メニュー及び個人メニューに掲載する「Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス 操作マニュアル」をご確認ください。

(ア) 安否確認機能

管理者が、災害時などの緊急時に被管理者の安否情報を収集・集計することができる機能

(イ) 一斉通報機能

管理者が、被管理者への緊急連絡や指示、一斉配信を行い、また、その回答結果や返信状況の確認ができる機能

2. 当社は、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービス内容及び仕様を変更することができるものとします。

第1条～3条（略）

第4条 本サービスの内容

1. 当社は、本サービスにおいて以下の各号に定める機能を提供します。なお、各機能の詳細はサービスログインサイトへログイン後に表示される、管理者メニュー及び個人メニューに掲載する「Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス 操作マニュアル」をご確認ください。

(ア) 安否確認機能

管理者が、災害時などの緊急時に被管理者の安否情報を収集・集計することができる機能

(イ) 一斉通報機能

管理者が、被管理者への緊急連絡や指示、一斉配信を行い、また、その回答結果や返信状況の確認ができる機能

2. 当社は、契約者にあらかじめ通知することなく、本サービス内容及び仕様を変更することができるものとします。

第4条の2 本サービスの種類

1. 本サービスで提供されるサービスメニューは、下記に定めるとおりとします。

①Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス (ベーシックプラン)

②Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス (スマホプラン)

<p>第5条～第14条（略）</p>	<p>第5条～第14条（略）</p>
<p>第15条 本サービスの提供中止</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p> <p>(1) 毎月第1、第3日曜日の23時から翌朝6時までの定期システムメンテナンス日</p> <p>(2) 当社の電気通信設備の障害、保守又は工事により本サービスの提供を行うことが困難であるとき</p> <p>(3) 他の電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供を行うことが困難になったとき</p> <p>(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条（本サービス契約の申込み）に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うとき</p> <p>(5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき</p> <p>(6) その他、当社が中止する必要があると判断したとき</p> <p>2. 前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止するときは、当社は契約者に対し、前項第1号に係る場合は5営業日前までに、同項第2号、第3号及び第6号に係る場合は、事前にその理由及び期間を通知します。ただし、第4号及び第5号に係る場合ならびに緊急やむを得ないときは、事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p>	<p>第15条 本サービスの提供中止</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p> <p>(1) 毎月第1、第3日曜日の23時から翌朝6時までの定期システムメンテナンス日</p> <p>(2) 当社の電気通信設備の障害、保守又は工事により本サービスの提供を行うことが困難であるとき</p> <p>(3) 他の電気通信事業者又は国外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することによりサービスの提供を行うことが困難になったとき</p> <p>(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保、又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うとき</p> <p>(5) 当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要なとき</p> <p>(6) その他、当社が中止する必要があると判断したとき</p> <p>2. 前項の規定により本サービスの全部又は一部の提供を中止するときは、当社は契約者に対し、前項第1号に係る場合は5営業日前までに、同項第2号、第3号及び第6号に係る場合は、事前にその理由及び期間を通知します。ただし、第4号及び第5号に係る場合ならびに緊急やむを得ないときは、事前に通知することなく本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。</p>

<p>3. 当社は、第1項に基づく本サービスの利用中止によって生じた損害については、第23条（責任の制限）に該当する場合を除き、その責任を負わないものとします。</p>	<p>3. 当社は、第1項に基づく本サービスの利用中止によって生じた損害については、第23条（責任の制限）に該当する場合を除き、その責任を負わないものとします。</p>
<p>第16条～第33条（略）</p>	<p>第16条～第33条（略）</p>
	<p><u>附則（2023年9月25日 C A S 3 サ 000400000348-01号）</u> <u>（実施期日）</u> 1. <u>この改正規定は、2023年10月1日から実施します。</u> 2. <u>この改定規定により、2023年9月31日までに提供していたサービス「Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス」を「Biz安否確認 一斉通報 for ビジネスプラス（ベーシックプラン）」に名称変更することとします。</u></p>